

令和 6 年 度
綾 瀬 市 一 般 会 計
補正予算書
(第 8 号)

専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 8 号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 8 号）について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

令和6年度綾瀬市一般会計補正予算（第8号）について、次のとおり専決処分する。

令和6年度綾瀬市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度綾瀬市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,697,345千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月11日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

令和6年度綾瀬市一般会計補正予算（第8号）について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰越金		600,000	2,040	602,040
	1 繰越金	600,000	2,040	602,040
歳 入 合 計		33,695,305	2,040	33,697,345

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		4,001,972	2,040	4,004,012
	1 教育総務費	1,845,817	2,040	1,847,857
歳 出 合 計		33,695,305	2,040	33,697,345

令和 6 年 度

綾 瀬 市 一 般 会 計 補 正 予 算

に 関 す る 説 明 書

(第 8 号)

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 21 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
21			繰越金	600,000	2,040	602,040
	1		繰越金	600,000	2,040	602,040
		1	繰越金	600,000	2,040	602,040

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 繰越金	2,040	1 繰越金

3 歳 出

(款) 10 教 育 費
(項) 1 教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
10			教 育 費	4,001,972	2,040	4,004,012		2,040
	1		教育総務費	1,845,817	2,040	1,847,857		2,040
		5	教育研究所費	14,497	2,040	16,537		2,040

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	440	教育 2,040
		学校教育 (2,040)
13 使用料及び 賃 借 料	1,600	1 (仮称) 総合教育支援センター整備事業費 (2,040)